

● 九条の会

2004年に作家の大江健三郎さん、井上ひさしさんなど9人の方々が、「九条の会」アピールを出して、九条をもつ憲法を守る一点で手をつなぐ運動を訴えました。

現在、約7500の「会」が作られ、大きなうねりとなっています。

九条の会アピール（抜粋）

日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いますぐ始めることを訴えます。

● 大田たまがわ九条の会



「九条の会アピール」に応じて、多摩川線沿線とその周辺地域を中心に、平和の輪を広げるための活動を行なっています。

「会」には、「九条の会アピール」に賛同できる方であれば、どなたでも参加できます。

● 「九条の会アピール」への賛同署名にご協力を

現在、賛同署名された方は1200名を突破しました。さらに多くの皆様の賛同をお願いいたします。

署名用紙にご署名いただき直接お渡しいただくか、事務局宛に郵送かFAXをお願いします。またEメール、ホームページからも署名できます。賛同された方には「大田たまがわ九条の会」のニュースをお届けしています。

大田たまがわ九条の会

10/1/9

http://www.geocities.jp/ota_tamagawa_9/
事務局 〒146-0092 大田区下丸子2-24-10-1-710 小林稔治 方
Fax: 3756-5238 Email: info_ota_tama9@yahoo.co.jp



新年を迎えて 平和への思い新たに

第2次世界大戦の悲惨な戦禍の反省から日本は戦争放棄と戦力を持たないことを宣言した平和憲法を制定しました。

そして、非核三原則や武器輸出全面禁止の原則を策定するなど、憲法九条の理念を具体化してきました。



今年は戦後65年。この間日本がただの一人も「戦死者」を出さずにこられたのも、憲法九条のおかげです。

昨年は政権交代が実現し、改憲推進派の議員は減少しました。しかし鳩山首相は改憲論者であり、最近も憲法改定への発言があり、当面九条は変えないとしています。いつ九条改憲を言い出すかわかりません。

一方オバマ米大統領は昨年、核兵器のない平和で安全な世界を追求すると演説しました。しかしアフガニスタンへの兵員増派など平和へ逆行する動きもありました。

いまこそ憲法九条を守り生かし、日本国憲法の理念を世界に広め平和を確立していきましょう。

鳩山首相が掲げた、核密約の解明、非核三原則の遵守、普天間基地の県外・海外移設を、私たちは歓迎するとともに、その実行を強く要求します。みんなで世論を盛り上げ、これらの実行を要求していきましょう。

内閣法制局長官の「答弁禁止」は、解釈改憲への道！

民主党は「政治主導」の名のもとに国会改革案をまとめ、その成立をめざしていますが、その中に内閣法制局長官の答弁を禁止する国会法の改定が含まれています。この改定は内閣による歯止めの無い解釈改憲に繋がる、海外での武力行使への道を開くことになります。みんなでこの危険な動きに反対の声をあげていきましょう。

大田たまがわ九条の会

非核三原則を実現しよう！

鳩山首相、国連安保理で 非核三原則の堅持を表明



昨年の新政権発足間もない9月、訪米した鳩山首相は安保理で演説し、オバマ大統領のプラハ演説を高く評価するとともに、日本が被爆国としての責任を果たすため、「非核三原則 *」を堅持することを誓いました。

また、日本は核廃絶に向けて先頭に立たなければならないとも宣言しました。鳩山首相のこれらの約束は憲法9条を持つ日本にふさわしく歓迎できるものであり、その実行を強く要求します。

* 非核三原則；核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず。

「核密約」の全容公開・破棄を！

これまでも、アメリカの公文書やライシャワー元駐日大使などの証言から、日本政府が「核持ち込み」を容認する密約の存在が強く疑われてきましたが、新政権発足後間もない9月、岡田外相が「核密約」について調査を外務事務次官に命令し、政府としての調査がはじまりました。昨年12月には、沖縄への有事の際の核持ち込みを認める密約文書を、佐藤元首相の遺族が保管していたことが明らかになりました。これまで「密約はない」と国民を欺き続けてきた歴代自民党政権の責任は重大です。鳩山首相には、一日も早い全容の公開と「核密約」の破棄を行い、非核三原則を名実相伴ったものにしていく責任があります。

《核密約の内容》

岡田外相が調査を命じた核密約を含む密約の調査対象は次の4件です。

(1) 1960年の日米安全保障条約改定時の核持ち込み (2) 朝鮮半島有事の際の在日米軍基地使用 (3) 1972年の沖縄返還を受けた有事の際の沖縄への核持ち込み (4) 沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わり。

憲法解釈の“政治主導”は危険

内閣法制局長官の「答弁禁止」は 憲法9条の更なる解釈改憲の道へ！

民主党は「政治主導」の名のもとに国会改革案をまとめ、その成立をめざしていますが、その中に内閣法制局長官の答弁を禁止する国会法の改定が含まれています。答弁禁止後の憲法解釈について平野官房長官は、「時の閣僚によって構成する内閣によって判断する」と述べていますが、これでは「国連の決議があれば海外での武力行使は合憲」といった解釈の変更＝解釈改憲を許すことになります。

内閣法制局は海外派兵を「合憲」とするなどの解釈改憲を行っていますが、それでも集団的自衛権の行使はみとめず、海外での武力行使は許されないとの見解を示してきています。

湾岸戦争時、当時自民党幹事長だった小沢氏が自衛隊を派遣しようとしたしましたが、法制局が憲法解釈の変更反対のため取りやめになりました。内閣が憲法解釈を行うようになればこのような歯止めも利かなくなります。政権により憲法解釈の変更が恣意的に行われと立憲主義を否定することになります。

内閣による解釈改憲に反対しましょう。



《内閣法制局とは？》

・1952年8月に設けられた、内閣官房などと並ぶ内閣直属の補佐機構。主要業務は次のようになっています。

- ① 憲法の統一見解をだしたり法律問題に関し内閣、内閣総理大臣、各省大臣に対し意見を述べること。（意見事務）
- ② 閣議に付される法律案、政令案、条約案の審査。（審査事務）